

平成29年度第3回境港市国民健康保険運営協議会議事録

日 時 平成30年1月25日(木)

場 所 境港市役所第一会議室

出席者 (委員) 足立 利昭、門脇 重仁、足立 則文、遠藤 秀之、松野充孝、
柏木 咲子、木村 清、田中 茂人、早川 明美、渡辺 はるみ
欠席者 (委員) 松本 憲昭、柏木香寿子、山本 真次、山田 隼人
事務局 市民生活部長 佐々木 史郎、市民課長 池田 明世、
市民課保険年金係長 隠岐 京子、市民課 石長 恵
傍聴者 なし

(1) 開 会 午後1時30分

(2) 会長あいさつ

(会 長) 平成30年度から、国保が新国保制度として県に移管され、新しい納付金制度が導入される。これを受けて昨年12月21日にこの運営協議会において、市から2点諮問があった。

1点目が賦課方式の変更ということで資産割の廃止についてで、平成30年度からの廃止を決定した。

2点目が資産割を廃止した場合の保険税率の方向性について、市から示されたいろいろなパターンについて検討したが、資産割相当を所得割・均等割・平等割でまかなうパターンで、均等割をもう少し細分化して試算を提示してほしいと要望した。

本日の協議会は、県の納付金に合わせて平成30年度からの保険税率を協議し、市へ答申することになる。

(3) 市民生活部長あいさつ

(部 長) 前回の協議会では、平成30年度の国保税について諮問をさせていただいた。

その前段として、資産割の扱いを中心に議論をいただき、資産割を廃止することと、廃止に伴う歳入不足は広く所得割・均等割・平等割で確保するという基本的な方向を決めていただいた。

1月に入って、県から各市町村の納付金額が示され、それをまかなうための保険税額を試算したところ、平成29年度に比べてかなり保険税額を増額しなければならなくなつた。

そこで本日の協議会では、資産割を廃止した場合に伴う保険税率の設定のあり方を決めていただいた上で、平成30年度の保険税率をどうするかを議論していただきたい。

制度改革に伴う増額部分については、税負担の変動を出来るだけ抑えながら、新しい制度にスムーズに移行出来るように、市独自の激変緩和措置として、国保基金を充

当することを考えている。

市民の中には、今回の制度の変更に伴って少なからず負担が生じる人が出てくるが、国保を制度として守っていくために、理解を求めながら、より公平な制度にしていく必要がある。

本日の協議会で答申をお願いする。

(4) 委員出席状況報告

(事務局) 本日の会議の定足数について

松本憲昭委員、柏木香寿子委員、山田 隼人委員、山本真次委員が欠席。出席した委員は10名で委員定数の2分の1以上なので、協議会規程第5条第2項により、会議が成立していることを報告する。

(5) 議事録署名委員の選任

(会長) 議事録署名委員は、足立 則文委員と早川 明美委員とする。

(6) 協議事項

(会長) 『平成30年度境港市国民健康保険税について』、審議いただきたい。

(事務局) 『平成30年度国民健康保険税について』説明。

1 前回の協議会での合意事項

(事務局) まず前回の協議会での合意事項について。前回の協議会では、3つのパターンを示して、平成30年度の国保税について審議し、3点の合意をいただいた。

まず1点目は、固定資産税をもとに計算する「資産割を廃止」すること。2点目は「資産割として賦課していた部分を、所得割・均等割・平等割で幅広くまかなうことを基本とする」こと。3点目は「資産割廃止後の保険税率については、29年度ベースで2人世帯における均等割と平等割の増加額の合計を7,400円程度とする」こと。この3点が前回の合意事項である。

前回は納付金の額が示されていなかったもので、29年度の賦課額をもとに試算したが、先日、納付金額の内示が県からあったので、今回は実際の数字をもとに審議していただく。

2 平成30年度納付金額

(事務局) 先日、県から平成30年度の納付金額は約8億9,800万円との内示があった。この金額は、市町村ごとの被保険者数や医療費指数などを考慮して算定された。平成30年度は、この金額を納付金として県に納めることになるが、全額を保険税として集めるわけではない。実際には、この金額に人間ドックなどの市独自にまかなう必要のある経費を上乗せする。一方で国や県などの激変緩和などの公費や一般会計からの繰入金、国や県の補助金などを差し引き、さらに境港市の保険税収納率を考慮して割り戻しを

行い、保険税として市が集めるべき額を算定する。

最終的に30年度に国保税として集めるべき額は、29年度の賦課額よりも3,800万円程度多くなる見込みである。つまり、この3,800万円が、今回の制度改革によって増える額ということになる。

3 保険税率の改定について

(事務局) 前回の協議会で「29年度賦課ベースで、2人世帯における均等割と平等割の増加額の合計が7,400円程度」というご意見であったので、改めて試算パターンを作った。

前回と同様に29年度賦課ベースで試算したもので、新しい納付金額は反映していない。

■パターンA

均等割を1,000円、平等割を5,500円増額したもの。人数の多い世帯の負担が小さくなっている。所得割についても、1.01ポイントの増と最も低くなっており、前回、所得割は1ポイント程度の増でという意見に概ね合っている。

■パターンB

均等割を2,000円、平等割を3,500円増額したもの。影響としてはAとCの中間。

■パターンC

均等割、平等割ともに2,500円ずつ増額したもの。5,000円を超える増額となる世帯がいちばん少ない。

■パターンD

均等割を3,500円、平等割を500円増額したもの。1人世帯の負担増が最も低いが、人数の多い世帯の負担が大きくなる。

(事務局) いちばん数の多い1人世帯において、パターンAであれば6,500円増えるが、パターンDでは4,000円しか増えないので、その分は所得割も増やして補う必要がある。パターンDでは、所得割が1.24ポイント増となる。

(会長) 『平成30年度境港市国民健康保険税について』、質問や意見があれば発言してください。

(委員) 世帯の人数が3人や4人というのは、子どもが多い世帯と高齢者が多い世帯のどちらが多いのか。

(事務局) 夫婦と子どもという世帯でも、たとえば40代の夫婦に小さい子どもがいる世帯と、70代の夫婦に成人の子どもがいる世帯など様々である。子どもの数が多いと、人数の割には収入の少ない世帯が多くなるが、年齢の高い人が多い世帯だとそれなりに収入はあるので、一概に言えない。

(委員) 賦課方式を変えたので、急激に保険税が上がるのはまずいのではないか。額が急激に上がるのはどのパターンか。

(事務局) 増額が50,000円を超える世帯がパターンAでは10件。最高額が61,600円。パター

ンBでは17件、最高額が66,100円。パターンCでは17件、最高額が66,700円。パターンDでは27件、最高額が71,500円となっている。パターンDは特出して高くなっているため、このパターンを選択することは難しいと考えている。

5,000円以上増額になるのは、ほとんどが所得割の影響だと考えられる。所得割率が低いパターンAは率が14.05%といちばん低いので、所得のある世帯の負担増も極力抑えようとする、パターンAとなる。人数が多い世帯の負担増がいちばん低いのもパターンAである。なるべく均一に負担をすることで、増額が最も抑えられるパターンとなっている。

(委員) AかCのどちらかかな、と思う。BとCは差がない。人数が多い世帯に配慮するならばAだろう。

(会長) 影響がいちばん大きいということでパターンDは除外ということでよいと思う。残りの3パターンの中から選ぶということで検討したい。

(委員) 増額が50,000円を超える世帯というのは、何人世帯が多いのか。

(事務局) いちばん多いのは2人または3人世帯。このうち未成年がいる世帯は17世帯中2世帯となっている。

(事務局) 今回資産割を廃止しているため、制度改正に伴う変化はなるべく均一に負担してほしいと考えている。パターンCは増額5,000円を超える世帯がいちばん少ないが、一方で所得割率が高くなるために、50,000円を超える世帯数が多くなり、最高額が高くなる。全体的な視点から、どのパターンがいいか検討をしていただきたい。

(事務局) 前回、平成28年度に税率を上げた理由は、医療費が高くなり、それまでの税率ではまかないきれなくなってきたため。このときにはすべての世帯に負担をしてもらうために税率を一律に上げた。今回は所得がある人はあるなりに負担してもらうという考え方だが、では資産割を廃止した分を誰が負担するのかということになる。世帯として負担してもらうことに重点を置くとパターンAになる。人数が増えれば負担が増えるという考え方になるとパターンCとなる。

(会長) 事務局が説明しているのは、資産割を廃止したので、その分応益割、応能割ともに増やさねばならないが、その影響をいちばん少なくしたのがパターンAだということだ。

(事務局) 今回納付金が約9億円と提示されたが、この納付金の額は毎年変わることが考えられる。過去3年間の医療費の平均、県内における境港市の所得水準、被保険者数などから、毎年納付金の額は変わってくる。その度に保険税率を改定することになる。今回たとえばパターンAに決めたとしても、来年は新たに納付金額に合わせた保険税率を検討していただくことになる。

過去、平成24年度と28年度には均等割と平等割はほぼ同額を上げてきたという経緯がある。その結果、単価においては、均等割が平等割より大きい金額になっているが、パターンAではこれが逆転することになる。国は均等割の方が大きいのが標準的だとしているが、市町村の所得の状況や世帯の構成などから、市町村で変更出来るとしているので、特に問題はない。来年の納付金の額によって、均等割と平等割の額を変更していくことも可能である。

- (委員) 若い夫婦で子どもが多い世帯で、いちばん楽なのはパターンAということではないか。
- (事務局) その通り。
- (委員) バランスがよさそうなのはパターンBのようだが、パターンAかBかの選択ではないか。子育て世代を中心に考えるのならパターンAではないか。
- (事務局) 子育て世代がどれだけ資産割を負担しているかはわからないが、所得が多い世帯にばかり負担が集中してしまうのもどうかと思う。
- (委員) 来年度以降、また違うパターンが出てくることになるかもしれないので、まずは子育て世代をなるべく低くする方向でいいのではないか。
- (委員) 公平性を考えたら、影響がいちばん少ないのがいいとは思う。しかし、境港市では1人世帯が半分を占めているのが気になる。今後高齢者の1人世帯が増えていくと思われる。医療費もだんだん高くなっていくと思うので、国保という制度はとてもありがたいので、存続させなければならない。子育て世代に負担が少なく、かつ全体的に負担の増加が少ないパターンAがいいのかな、と思う。
- (会長) パターンAとBの大きな差は何か。
- (事務局) パターンBの方が所得割率が少し高い。その影響で増額50,000円を超える世帯が少し多くなる。
- (会長) 具体的にはいろいろなパターンが出てくると思うが、パターンAがいちばん所得割が低い。全体の影響をなるべく抑えた形ではないか。パターンBはそれに比べて少し所得割が高くなる。
- (事務局) パターンAの場合の1人世帯で5,000円以内の増額になるのが1人世帯の中の36%。50,000円を超える世帯が3世帯。パターンBでは5,000円以内の増額が38.7%。50,000円を超える世帯が6世帯となっている。
- (委員) パターンAかBかということになれば、Aの方が急激な増額がBより少ないという点でいいのではないか。
- (会長) 『資産割廃止後の保険税率について』、パターンAがいいという委員の挙手をお願いする。
- <<賛成多数>>
- (会長) 賛成多数と認め、パターンAと決定する。
- (会長) 次に『平成30年度納付金額を基準とした保険税率について』事務局からの説明を求める。
- (事務局) 『平成30年度納付金額を基準とした保険税率について』説明。

●『平成30年度納付金額を基準とした保険税率について』

保険税率を納付金に合わせて、医療分、支援分、介護分に分けて資料で表示している。介護分は40歳以上65歳未満の人のみに賦課される。パターンAで、納付金額に合わせて3,800万円増額する場合、所得割が14.74%、均等割が44,900円、平等割が46,200円となる。平成29年度と比較して、減額となる世帯が3割、増額となる世帯が7割となる。

資産割廃止の影響で増額となる世帯が6割だったのに比べて、増額となる世帯が1割多くなっている。

●『基金を活用した激変緩和について』

制度改革による増税に対して、国の施策として一定の激変緩和の公費があり、既に県による納付金の計算に入っている。

今回、市独自の激変緩和対策として、制度改革による3,800万円の増額に対して、基金を取り崩して、激変緩和施策の上乗せをするというもの。

現在の国保基金残高は3,998万円であり、平成28年度の繰越金を1億円以上積み立てることとしているので、これを計画的に取り崩して納付金の一部に充当することにより、増額の影響を緩和することが可能となっている。

■激変緩和なし

基金を取り崩すことなく、3,800万円の増額分をすべて保険税で確保する。

■激変緩和（1）

増額分の1/2に当たる2,000万円を基金から充当する。

■激変緩和（2）

増額分すべてを基金から充当する。制度改革の影響を受けないことになる。

(事務局) 今回あらかじめ基金の充当を想定して、本来より低い税率を設定することを提案しているが、どのような税率であっても、被保険者の減少や保険税の徴収率が想定より低い、被保険者の所得が低くなり賦課総額が減少したなどの理由により、思っていたほど保険税が確保できないということも場合によっては起こり得る。その場合は納付金が不足するので、最終的には基金を取り崩して補うということになる。

たとえば、納付金で1億円を確保しなくてはならないので、それに応じて賦課したつもりなのに9千万円しか集まらない場合、不足の1千万円は基金を取り崩すしかない。今後、この基金は不足額が出た場合に取り崩して使われることになるので、今回のあらかじめ充当するために取り崩すのは例外である。

充当額については、被保険者の負担感を考えると、今後全額充当するのがよいとは考えているが、国としては本来納付金というのは国保税ですべてまかなっていくこととされている。取り崩せば基金もなくなってしまう。

今回は制度改革の初年度ということで、市独自の激変緩和を提案しているが、こういう方式をとれるのは1年か2年が限界だと考えている。境港市の特徴として、医療費水準が非常に高いということがあり、県への納付金に医療費水準が反映されている計算方法では、今後の納付金額が低くなっていくことは難しい状況である。2年目も基金からの充当をしたいと思ったときに、段階的に2年目は半額にするなど、徐々になくしていくような方法をとる必要がある。

30年度、31年度も見据えた審議をお願いしたい。

(会 長) 市独自の激変緩和で、制度改革に伴う増額部分については基金で補い、税率の引き上げを抑えるという方法が提案されている。今後のために基金は残しておくべきか、基金を充当して29年度ベースの税率を維持するのか、それをいつまで続けるか等について審議いただきたい。

(委 員) 再び計算の方法を変えないといけない状況であるのなら、基金を充当せずにそのままやってみて、1年様子を見た上で基金を投入するかどうかを判断するのではどうか。賦課方式を変えたことで収支がどうなるか、見極めた方がいいのではないかと。

(会 長) 1年目は激変緩和に対応しないということか。増額分全部を税で対応するということか。

(委 員) その通り。

(委 員) あまり急激に税率が上がるのは、制度上いかなものか。被保険者がついていけなくなるのではないかと。全額充当に問題があれば、2分の1程度の充当をして、次からは結果を見ながら決めていくのが妥当ではないかと。増額全額は充当しなくてもいいと思う。制度が変わるので負担をする、というのは市民にも理解をいただかないといけない。そのかわり、急激に上がるのも今後の制度のことを考えると望ましくない。

(会 長) 税のあり方を少し変えているので、その分だけでも税率が上がってきている。その上に3,800万円という税が必要なので、その辺をよく考えてご検討いただきたい。

(委 員) 今まで黒字になった分は基金に積み立ててきたわけだが、今後は基金が増えることはないということか。県から納付金の額が示されると、それに基づいて保険税を割り振っていくわけだから、余ることはなくなって、基金は増えないと考えたらよいか。

(事務局) 当初、新制度では国は基金がなくてもやりくりができると言っていた。予算の仕組みで言うと、今後は今までのような大幅な黒字とか赤字は出ないような仕組みになっていると思う。

(委 員) 市だけで考えると、県が言う納付額に基づいて保険税を割り当てるから、納付額より多く入ってくることはまずない。収納率で9割しか入ってこないのに、基金が残ることはないと考えべきなのか。

(事務局) はい。一定額の基金を確保しておきたいと考える自治体では、取り崩した分を翌年の税率に反映させることも、計画的にできると思う。

(委 員) 今後は市の一般会計からの補てんは原則的にはないと考えるべきか。

(事務局) 激変があるくらいなら、一般会計からの補てんを行ってもいいと、国も制限が緩くはなってきたが、将来的にはなくさないといけない。状況によっては市に要求することは可能かもしれないが、原則的にはなるべくない方向でということになっている。

現在嘱託職員の人件費が、一般会計ではなく国保会計から出ているなど、あいまいな部分がある。そういう部分を整理して、必要経費は赤字補てんではなく正式に繰り入れるなど、予算を確保していこうと思う。

(会 長) 従来から、足りなければ一般会計から繰り入れてつないできた。当初は一般会計か

らの繰り入れは駄目だと国は言っていたが、激変緩和でうまくいくためには最初は多少ならいいよ、と変わってきたようだ。

(事務局) 補足になるが、今回の制度の改革にあたって納付金方式になるわけだが、他の市町村の対応はまだはっきりしないところも多いが、大方は29年度の賦課ベースで、税負担を増加させるのは抑制したいと考えているようだ。納付金の算定によって、保険税を下げられるような町村もある。そういったところは、もともと保険料が高かったということもあるが、保険料を下げようとする動きもある。

(委員) 激変緩和をしないと、一般の世帯でいくらぐらい保険税が上がることになるのか。

(事務局) パターンAの繰り入れなしの場合、50,000円を超える増額世帯は108世帯。

所得割率が14.05%から14.75%に上がるので、その影響を直接的に受ける形で50,000円を超える増額世帯が多くなる。それだけではなく、全体的に増額傾向となる。

(委員) やはり激変緩和をしないと、相当な不満や苦情が出るのではないかと。基金があるのに、なぜ使わないのかと。

(事務局) 参考までに、2,000万円基金から充当した場合、50,000円を超える増額世帯は42世帯となる。

(委員) 他市の状況はわからないか。

(事務局) 他市町村が基金を使うのか、引き続き一般会計から繰り入れるかなどは、まだ聞こえてきていない。基本的には保険税を上げないような方向で、どの市町村も対応していると聞いている。

境港市はこの3月議会で保険税率を決定するが、町村の場合には6月議会で決定するところがある。

(委員) 他市町村は上がらないのに、境港市だけ保険税が上がるといって、相当被保険者から苦情が出るのではないかと。他市の状況などが新聞などで報道されると思うので。運営協議会はその苦情を受け止めなくてはならない。

(委員) 一般会計から繰り入れることも可能なら、基金がなくなったらそのときに対応を考えればいいのではないかと。そこまで基金を大事にする必要があるだろうか。

(事務局) 今基金に約4千万円の残がある。29年度の決算の結果でプラス1億円は基金が積めるのではないかと考えている。少なくとも、1、2年は基金で乗り切れると考えている。

(委員) 多少保険税が上がるのは仕方がないと思うが、他市町村と比べて突出して上がり幅が高いのはよくない。

(委員) 段階的に上がるのならよいが、いきなりぎゅっと上がるのはきつい。

(委員) そういうことを考えると、激変緩和の全額もありかなと思う。

(委員) 半分使って、半分は置いておくという考え方もある。

(事務局) 28年度の繰越金1億円余を基金に積むという説明をしたが、29年度も黒字になる見込みとなっており、相当額繰り越しをすることができる。2年続けての黒字ということもあり、基金はそれなりに積むことができると考えている。

(会長) 自分も個人的には激変緩和はした方がよいと思う。

(委員) パターンAを選んだ段階で、変動は少なくしようという前提だった。それに準じた

形を選ぶべきではないか。

(委員) 制度が変わるので、多少の保険税が上がるというのは市民も納得されると思う。あとは上げ幅の問題で、今年は上がらないのに次の年に大幅に上がるのはおかしい。徐々に上げていくための激変緩和を導入したらよい。今回全額激変緩和して、翌年度の問題もあると思うし、翌年度もある程度の増額でやっていけるのか。

(事務局) 今の基金の見込みでいけば、30年度に全額入れても、翌年度半額程度であれば可能であると考えている。しかし、医療費がはね返ってくるものなので、何かの条件で医療費が急激に高くなれば影響が出る。1年目全額、2年目半額くらいの2年間の激変緩和なら、何とかなると考えている。

(委員) 保険税から見ると、半額と全額ではどう違うか。

(事務局) 最終的には増額分の半額を保険税で集めるか、全額基金でまかなうかなので、当然負担は半額の方が大きい。

(委員) 激変緩和がなくても、賦課方式の変更で税率は上がる。その上に制度改革で上げるかどうかという話。簡単に言うと、1人当たり16,000円上げるか、8,000円上げるかという話だと思う。

(委員) 今、国保世帯数はどれくらいか。

(事務局) 約4,800世帯。やはり1世帯当たり8,000円くらいは上がることになる。

(会長) やはり激変緩和をしないと、大変な負担になるかもしれない。

(委員) 運営協議会としては、被保険者の代表であるという意識を持つ必要がある。過去には一般会計から繰り入れをしてもらっているので、基金があるならばそちらを使うべきだし、それによって税額が上がらないように激変緩和してほしい。

(事務局) 今回の制度改革で、国は3,400億円の公費を投入して、それによって保険税の増額を抑えられる、また一般会計からの繰り入れをなくせると考えている。現実には納付金額によって保険税を上げざるを得ない状況が出ている。それに対しては、国も今まで解消を目指していた一般会計からの繰り入れをしてでも、激変緩和をしてほしいという方針が変わっている。

今回は資産割廃止で税額が上がる世帯もあるので、制度改革においては基金を充当して緩和したい。ただ、基金も本来の利用目的があるので、段階的に基金からの充当も抑えながら対応していきたい。

(会長) 制度改革に伴う増額については、全額基金を利用する激変緩和(2)ではどうか。

(委員) 半分の(1)でいいのでは。

(委員) 基金から出しても、2年間くらいは大丈夫ということだったし、国の方針としても、基金を崩しても激変緩和をとということだった。保険税以外にもいろいろなものが上がってくると思うので、少しでも増加するのは緩和してほしい。半分よりは全額を希望する。

(事務局) 30年度が終わってみないと確定ではなく、あくまで試算である。支払う額はほぼ確定だが、被保険者が急激に減るなどの理由で歳入不足になることはある。翌年度に確実に半額は投入できるという保証はないが、従来通りの状態が維持できれば、問題な

いと見込んでいる。

(会 長) なかなか現実には計算通りにはいかないということを想定して、考えていただきたい。

(会 長) 激変緩和は行う、ということで、全額とするか、半額にとどめるか、決をとりたい。

<<挙手による採決。(1)と(2)が同数>>

(委 員) (1)と(2)のさらに中間をとるべきか。

(事務局) 税率を決めるときには、まず集める総額があり、それを集めるために税率がこれだけ必要だという決め方をする。今回提示している試算は、必要額全額を保険税で集める場合はこれだけ、総額から3,800万円を引いた額を集める場合はこれだけ、という形で計算している。

(委 員) これはパターンAの場合で、という前提で試算してあるのか。

(事務局) その通り。資産割を廃止し、パターンAで廃止分を補うという前提で試算している。そこにさらに、2段階目として、制度改革による増額部分が上乘せされてくる。その2段階目を上げるか上げないか、少しだけ上げるか、という審議をさせていただいている。

(事務局) 今回の審議の内容は答申という形でまとめていただく。その答申を受けて国民健康保険の税条例を改定することになる。改定した段階で税率が決まる。3月議会でこの条例改定を図るので、全額基金を投入することになれば、税率は所得割が14.05%、均等割が42,700円、平等割が44,000円に決定する。今回決定した税率で30年度の賦課を行うことになる。納付金と29年度の賦課相当額と比較して不足するであろう3,800万円という金額を、どう抑えていくかという観点で税率を決めていただきたい。

先日の新聞報道で、11市町村で金額が上がると試算されていたが、被保険者の多くがそういった報道を見ていないとも感じている。7月に賦課したときに、いきなり増額となっているという負担感を強く感じるのではないかと心配している。

国としても、制度改革によって税の負担が上がらないようにと、激変緩和措置で公費を投入している。一般会計からの繰り入れも認めてきているので、事務局としては30年度に限って言えば、税率を29年度賦課ベースに維持していきたい。

(事務局) 今回資産割を廃止した分を皆さんに負担していただくので、制度改革による部分については負担を上げない方向で設定したい。

(会 長) 税を上げることについて、諸手を挙げて賛成をする人はいないと思う。

(委 員) 境港の人は、「境港市は国保税は高い」という意識がある。今回はやはり全額基金を投入する案がいいのかな、と思う。

(会 長) では、再度採決する。(2)に賛成する委員の挙手をお願いする。

<<(2)の賛成多数>>

(会 長) 賛成多数と認め、激変緩和(2)を実施することとする。

(会 長) 答申について、事務局から説明を求める。

(事務局) 本日の審議の結果を踏まえて、明日、市に答申していただく。答申の内容についてはこのあと答申案を作成し、委員に確認していただく。

(休 憩)

(事務局) 答申(案)について説明する。

<<答申(案)資料配布>>

実際の答申においては中村市長宛てに会長名で、答申の文書を作成する。

(会 長) 具体的な文章については、自分と副会長に一任いただきたい。答申の内容に追加したい事項等があればご発言をお願いします。

(委 員) 増税となるので、市民へのPRはしっかりやってほしい。

(委 員) 次年度の激変緩和措置として、「半額相当」というのは入れなくてもいいのでは。「段階的に充当していく」の方がいいと思う。状況によっては割合が変わるかもしれないので、「半額」とあらかじめ決めない方がいい。

(委 員) 賛成する。

(委 員) 今回の答申についてではないが、前回の資料で質問したい。

「基準総所得額」とはどういう計算によるものなのか。

(事務局) 前年の収入から各種の控除額を引いたものが「基準総所得」。そこから基礎控除(33万円)を引いたものに保険税率をかけていくことになる。

(会 長) 具体的な文章については、自分と副会長に一任していただいてよろしいか。

(委 員) お願いします。

(事務局) 答申内容については、本日の審議の内容を踏まえて、会長、副会長と相談してまとめさせていただきます。明日、1月26日に会長と副会長から市長に答申していただく。

(7) その他

(会 長) 『その他』について事務局から説明してください。

(事務局) 今回は、2月22日に開催する。内容は29年度の決算見込み、第3期特定健康診査等実施計画の策定などについて説明する予定である。

(会 長) その他、皆さんからご意見があればお願いします。

(会 長) これをもって、平成29年度第3回境港市国民健康保険運営協議会を閉会する。

(8) 閉 会 午後3時45分